

「マニユライフ投資型年金(年金額ラチェット型)」は、マニユライフ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

また、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

〈「ご契約のしおり/約款」記載事項の例〉

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回・保険契約の解除)制度について
- 告知義務について
- 保険会社の責任開始期について
- 死亡給付金・死亡一時金等をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

### ●保険契約の解除・取消・無効について

- ・告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、死亡給付金等の支払事由が発生しても、これをお支払いできない場合があります。  
なお、保険契約を解除した場合、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- ・保険契約について、詐欺による取消となった場合や、死亡給付金等の不法取得目的による無効となった場合、受け取った保険料は払い戻ししません。  
詳細については「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」を必ずご覧ください。

### ●「生命保険契約者保護機構」について

- ・マニユライフ生命保険株式会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。  
詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構・TEL/03-3286-2820【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時】  
ホームページ/ <http://www.seihohogo.jp/>

詳しくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

野村證券株式会社の担当者(生命保険募集人)はお客様とマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、マニユライフ投資型年金(年金額ラチェット型)の取り扱い、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。

なお、お客様が募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。  
照会先：マニユライフ生命 電話：0120-925-008 お問い合わせ時間：月～金 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

引受保険会社

**マニユライフ生命保険株式会社**

ホームページ/<http://www.manulife.co.jp/>

変額年金カスタマーセンター

**0120-925-008** 受付時間/月～金曜日 9時～17時  
祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

募集代理店

# マニユライフ投資型年金

## (年金額ラチェット型)

変額個人年金保険(年金総額保証I型)  
新ラチェット特約(変額個人年金保険(年金総額保証I型)用A型)





## 「ふやす力」と「ささえる仕組み」

明日も、力強く進んで行くために。

# ふやす力

「安全性とインフレ対応」  
そのバランスをとりながら、  
大切な資産を運用したい。

「運用したいが、リスクが気になる」  
大切な資産を減らしたくない。

# ささえる 仕組み

そんな思いに、  
「ふやす力」と「ささえる仕組み」でお応えします。

▲この保険には投資リスクがあります。

- マニライフ投資型年金(年金額ラチェット型)は、年金額、死亡給付金額、解約返戻金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減する仕組みの年金保険です。特別勘定資産は、投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約返戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料を下回る可能性があります。
- お客様がスイッチングを行った際には、選択した特別勘定の種類によって基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

※当パンフレットにおける「年金の受取総額は基本保険金額(一時払保険料)の105%が最低保証」等の表記について

- 毎年支払われる年金には、雑所得として所得税・住民税が課税されますが、その税額については考慮していません。
- 年金支払時の雑所得の金額が25万円以上となる場合、その金額の10%を源泉徴収税額として年金額から差し引いてお支払いするため、マニライフ生命からお支払いする年金の受取総額は、一時払保険料の105%を下回ることがあります。(税務上のお取り扱い、2010年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。)





# マニュアル投資型年金（年金額ラチェット型）の特徴としくみ

※当パンフレットでは「保証金額付 特別勘定年金」を「特別勘定年金」と省略して記載します。また、特に記載がない限り、年金の受取総額が最低保証される特別勘定年金をご選択したと仮定しています。

## ふやす力

資産の成長を目指す → P5,6

「積極タイプ」と「安定タイプ」。  
2つの特別勘定で、資産の成長を目指します。

- 株式の資産配分比率を60%まで高めた「インデックスバランス60AR」、多数の投資信託への分散投資を通じてアクティブに運用する「バランス25AR」、2つの特別勘定からご選択できます。

資産の成長を実感する → P7

積立金額が目標金額に到達したときに、お知らせします。

- ご契約時またはご契約後から年金受取開始日前までの間、目標金額を設定することができます。

⚠ マニュアル投資型年金（年金額ラチェット型）では、契約初期費用、保険関係費および運用関係費等の費用をご負担いただきます。詳しくはP15,16をご確認ください。

## ささえる仕組み

毎年ささえる → P9,10

「年金の受取総額」と「死亡保障」の最低保証額（ラチェット保証額）は、一度ふえたら下がりにません。

運用期間中は毎年、ラチェット判定を行います。

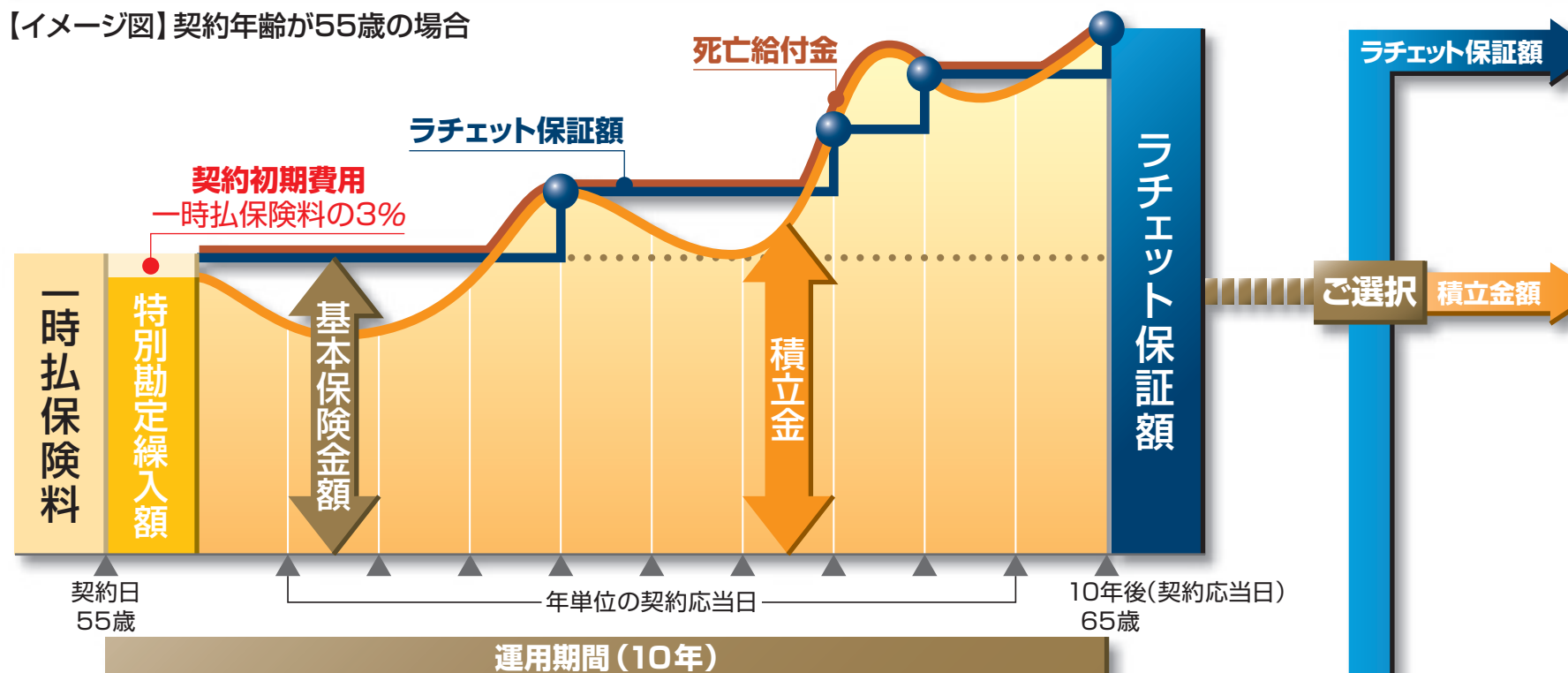
- 特別勘定年金での受け取りまたは終身保障に移行した場合も毎年、ラチェット判定を行います。
- ※ラチェット判定は、被保険者年齢（保険年齢）80歳までとなります。

運用期間満了時にささえる → P9,10

「年金の受取総額」は、基本保険金額（一時払保険料）の105%が最低保証されます。

- 運用期間満了時（ご契約日から10年後の契約応当日）のラチェット保証額は、基本保険金額の105%が最低保証されます。
- ⚠ 基本保険金額の105%が最低保証されるのは、特別勘定年金で15年間お受け取りいただいた場合の年金の受取総額または終身保障に移行した場合の死亡給付金額です。

【イメージ図】契約年齢が55歳の場合



※上図はご契約日以後4回ラチェットが適用された場合で一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額等を保証するものではありません。

## 受け取る

特別勘定年金（15年） → P11,12

- 特別勘定で運用しながら、年金を受け取ることができます。
- 年金受取開始後も毎年、ラチェット判定を行います。
- ※ラチェット判定は、被保険者年齢（保険年齢）80歳までとなります。
- 年金の受取総額は、基本保険金額の105%が最低保証されます。

確定年金（5年・10年） → P11,12

- 運用成果を確保して、確定年金での受け取りもご選択できます。
- 年金受取開始日の前日末の積立金額が年金原資になります。
- 年金受取期間は、5年、10年からご選択できます。

一括受取 → P11,12

- 運用成果を確保して、一時金での受け取りもご選択できます。
- 年金受取開始日の前日末の積立金額が一括受取の金額になります。

⚠ 運用期間満了時（ご契約日から10年後の契約応当日）に確定年金・一括受取を選択した場合、年金の受取総額の最低保証はありません。

年金受取期間

## のこす

死亡保障と遺族年金特約 → P13,14

- 万一の場合、運用実績を死亡保障の最低保証額に反映できます。

死亡給付金：下記のいずれか大きい金額

積立金額

ラチェット保証額

※ご契約日から特別勘定への繰入日の前日までの死亡給付金額は、基本保険金額の100%になります。  
※運用期間中、被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金額は、基本保険金額の100%が最低保証されます。

- 遺族年金特約を付加すると、死亡給付金を一時金で受け取る方法にかえて、年金（遺族年金）として受け取ることができます。

終身保障特約 → P13,14

- 特別勘定で運用しながら、死亡保障を生涯にわたり継続することができます。
- 終身保障移行後も毎年、ラチェット判定を行います。
- ※ラチェット判定は、被保険者年齢（保険年齢）80歳までとなります。
- 終身保障移行後の死亡給付金は、基本保険金額の105%が最低保証されます。



ふやすか

# 「積極タイプ」と「安定タイプ」。2つの特

# 別勘定で、資産の成長を目指します。

マニュアル投資型年金

(年金額ラチェット型)

変額個人年金保険(年金総額保証I型)  
新ラチェット特約(変額個人年金保険(年金総額保証I型)用A型)

## 選べる2つの特別勘定

- 2つの特別勘定の中から、1つまたは2つの組み合わせを1%単位でご選択できます。

| 特別勘定名          | 主な投資対象となる投資信託           | 運用会社                 | 運用関係費*2<br>各特別勘定の投資対象となる<br>投資信託の信託財産に対して<br>(信託報酬) |
|----------------|-------------------------|----------------------|---|
| バランス25AR       | マイストーリー・株25VA*1         | 野村アセット<br>マネジメント株式会社 | 年率0.3675% (税抜0.35%)<br>(実質*3 0.85%±0.15% (概算))      |
| インデックスバランス60AR | 野村<br>インデックス・バランス60VA*1 |                      | 年率0.42% (税抜0.40%)                                   |

\*1 適格機関投資家専用で設定された投資信託です。なおVAはVariable Annuity(変額年金)の略称です。  
 \*2 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息、また信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。なお、運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。  
 \*3 特別勘定が投資対象とする投資信託はファンド・オブ・ファンズを主な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬(成功報酬を除く)を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬(成功報酬を除く)を算出しております。投資信託「マイストーリー・株25VA(適格機関投資家専用)」が投資対象とするファンドには、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらのファンドについては、運用実績により成功報酬額も負担することとなります。  
 ※特別勘定および主な投資対象となる投資信託の内容が変更になることもあります。各特別勘定の詳細は「特別勘定のしおり」をご覧ください。

### 特別勘定とは

- 特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類にかかわる資産とは区分し、独立した管理・運用を行います。
- 特別勘定は、投資信託を利用して運用する部分と、ご契約の異動等に備える部分から構成されています。したがって、投資信託の運用実績と特別勘定資産の運用実績とは必ずしも一致するものではありません。

マイストーリー・株25VAおよび  
野村インデックス・バランス60VAの運用会社のご紹介

## 野村アセットマネジメント

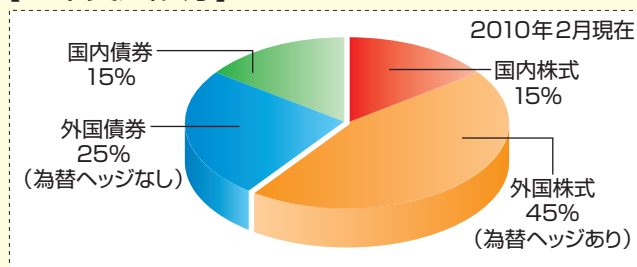
- 野村アセットマネジメントは、1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、野村グループの資産運用会社です。
- 資産運用業界のリーディング・カンパニーとして、最先端の金融テクノロジーを駆使した運用や商品開発、専門性を誇る調査、きめ細やかなクライアント・サービス、グローバルなネットワークで、多様化するお客様のニーズにお応えしております。
- 投資信託だけでなく、国内海外を問わず年金基金等の投資顧問の運用受託でも国内トップクラスの運用残高となっております。

## 野村インデックス・バランス60VA

株式の資産配分比率を60%まで高め、積極的な資産の成長を目指します。

- 主な特徴
- インデックス型のファンドです。
- 株式(国内株式+外国株式)への資産配分比率は60%、債券(国内債券+外国債券)への資産配分比率は40%となります。
- 外国株式は、為替ヘッジを行うことを基本とし、外国債券は、原則として為替ヘッジを行いません。

### 【基本資産配分】



### 野村インデックス・バランス60VAの運用方針

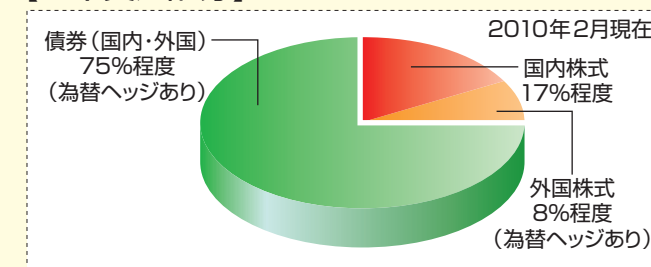
- 国内外の株式、国内外の債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 各資産配分比率は、国内株式15%、外国株式45%、国内債券15%、外国債券25%を基本とし、原則として1ヵ月毎にリバランスを行います。
- 各資産の運用は、下記のインデックスへの連動性を考慮したインデックス運用です。  
 【国内株式】東証株価指数(TOPIX) 【外国株式】MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)  
 【国内債券】NOMURA-BPI 総合 【外国債券】シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 各インデックスを上記資産配分比率で合成した合成指標を参考指標とします。
- 外国株式への投資分については、原則として為替ヘッジを行い、外国債券への投資分については、原則として為替ヘッジを行いません。

## マイストーリー・株25VA

多数の投資信託への分散投資を通じてアクティブに運用し、  
安定的な資産の成長を目指します。

- 主な特徴
- アクティブ型のファンドです。
- 株式(国内株式+外国株式)への資産配分比率は25%程度、債券(国内債券+外国債券)への資産配分比率は75%程度となります。
- 外国株式および外国債券は、為替ヘッジを行うことを基本とします。

### 【基本資産配分】



### マイストーリー・株25VAの運用方針

- 組み入れるファンドを通じて、国内外の株式に25%程度を、国内外の債券に75%程度を投資して、安定的な資産の成長を目指します。
- ファンドを通じて投資する外貨建て資産は、為替ヘッジを行うことを基本とします。
- マイストーリー・株25VAは複数のファンドをパッケージにしたファンド・オブ・ファンズという仕組みで投資します。
- 投資信託の評価・分析を専門に行う「野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー(NFR&T)」が、「マイストーリー・株25VA」が投資するファンドを選び、ファンド・オブ・ファンズの運用を行います。

マイストーリー・株25VAの投資顧問会社のご紹介

## NFR&T

- 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、野村証券株式会社\*の投資信託評価と株式会社野村総合研究所の年金基金向け運用機関評価のノウハウを結集し、2000年6月に設立されました。(※現野村ホールディングス株式会社)
- NFR&Tは、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる投資顧問会社です。





ふやすか

# 積立金額が目標金額に到達したときに、

# お知らせします。

## マニュアル投資型年金

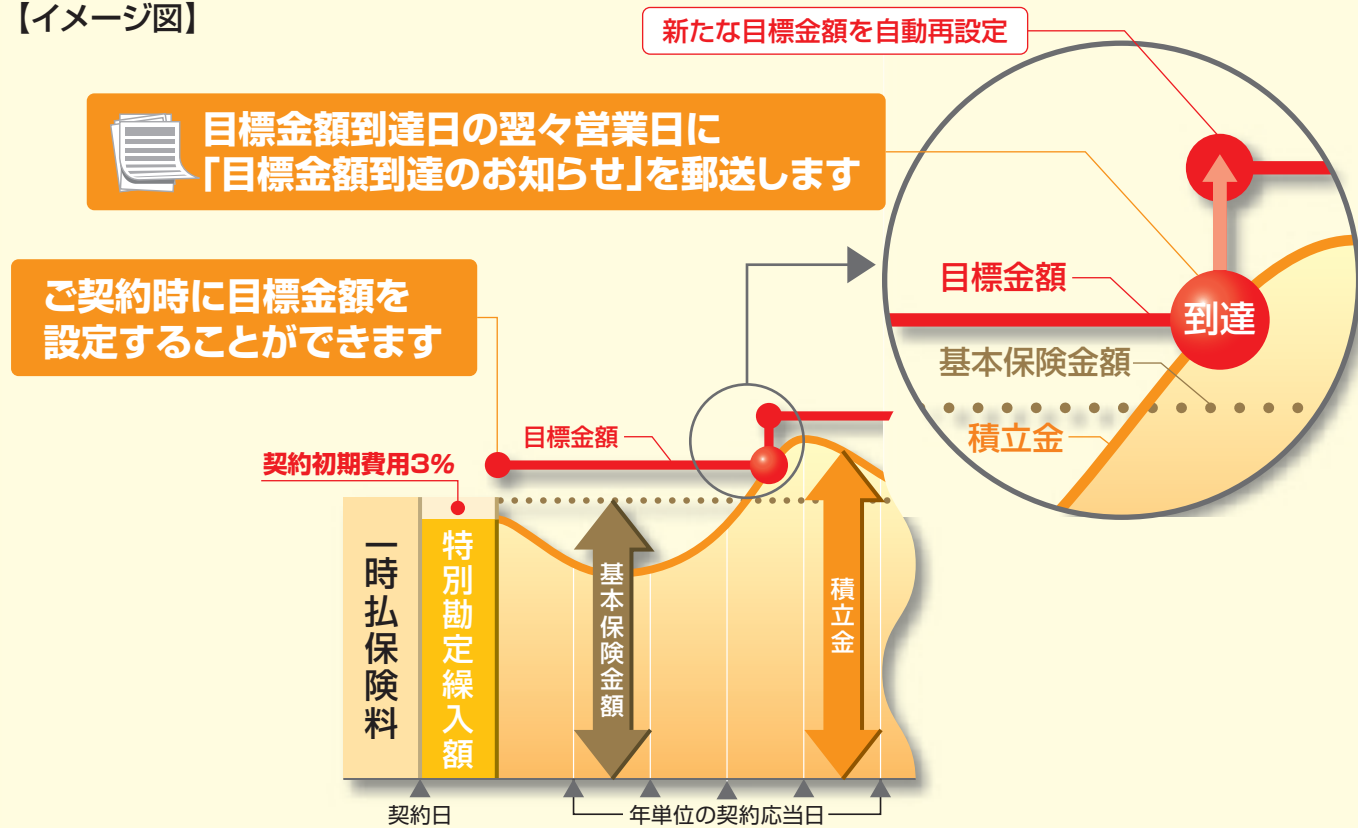
(年金額ラチェット型)

変額個人年金保険(年金総額保証I型)  
新ラチェット特約(変額個人年金保険(年金総額保証I型)用A型)

### 目標金額到達お知らせサービス

積立金額が目標金額に到達したときに、  
ご契約者に『目標金額到達のお知らせ』を郵送しますので、資産の成長を実感できます。

【イメージ図】



※上図では、ラチェット保証額と死亡給付金の表示を省略しています。  
※上図は一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来の積立金額等を保証するものではありません。

- ご契約時に**基本保険金額の120%以上の金額**で目標金額を設定することができます。  
※1万円単位・10億円未満  
※ただし、ご契約後に目標金額を設定する場合、設定する日の積立金額より大きい額とします。

- 積立金額があらかじめ設定された目標金額に到達した場合、その翌々営業日に『目標金額到達のお知らせ』を郵送します。

主なお知らせの内容：①目標金額 ②目標金額到達日 ③目標金額到達日の積立金額 ④新たな目標金額

- 目標金額に到達した場合、新たな目標金額として、下記の金額が自動で再設定されます。

$$\text{新たな目標金額} = \text{直前の目標金額} + \text{基本保険金額} \times 10\%$$

※目標金額は、ご契約時またはご契約後から年金受取開始日前までの間、設定することができます。  
終身保障特約を付加した場合は、終身保障移行日以後も設定することができます。

※目標金額の設定後に、新たな目標金額を任意に再設定することができます。ただし、直前の目標金額を上回ることとします。

※「目標金額到達お知らせサービス」は、積立金の運用情報をご契約者にお知らせするためのサービスです。  
目標金額到達後も特別勘定での運用を継続しているため、積立金額は、変動(増減)します。

※当サービスは、解約を推奨するサービスではなく、また、積立金額が目標金額に到達した場合でも、到達した目標金額にラチェットはしませんので、ご注意ください。

### スイッチング(積立金移転)

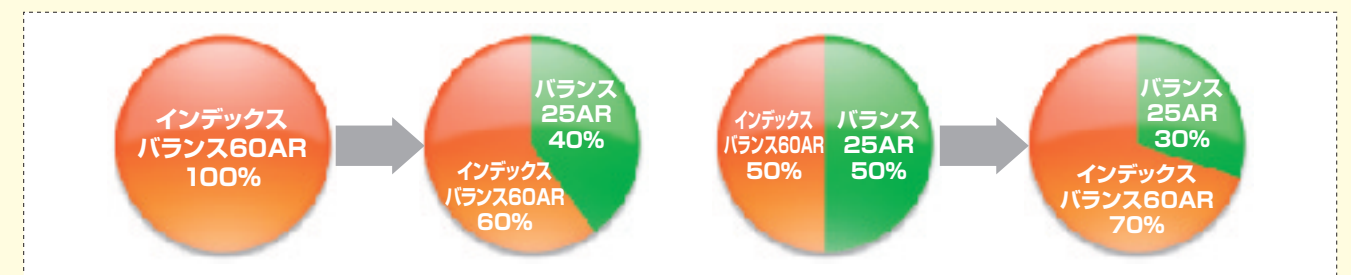
金融市場の変化やお客様の投資スタイルにあわせてスイッチングできます。

- 運用期間中、特別勘定年金受取期間中および終身保障移行後は、自由に積立金の全部または一部を移転(スイッチング)できます。  
※お客様がスイッチングを行った際には、選択した特別勘定の種類によって基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。
- スイッチングは、期間に応じて、次の方からのお申し出によりお手続きを承ります。

| 運用期間中・終身保障移行後 | 特別勘定年金受取期間中 |
|---------------|-------------|
| 契約者           | 年金受取人       |

- 年間\*12回まではスイッチングを無料で行えます。  
13回目から、1回あたり2,500円のスイッチング手数料がかかります。  
\*年間とは、契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)のことです。  
※スイッチングの最低申込金額は1万円とし、1円単位または1%単位でスイッチングできます。ただし、特別勘定の積立金残高からスイッチング手数料を差し引いた金額が1万円未満となる場合は、積立金全額をスイッチングの最低申込金額とします。

### 【スイッチング例】



カナダ・マウントランドル



ささえる  
仕組み

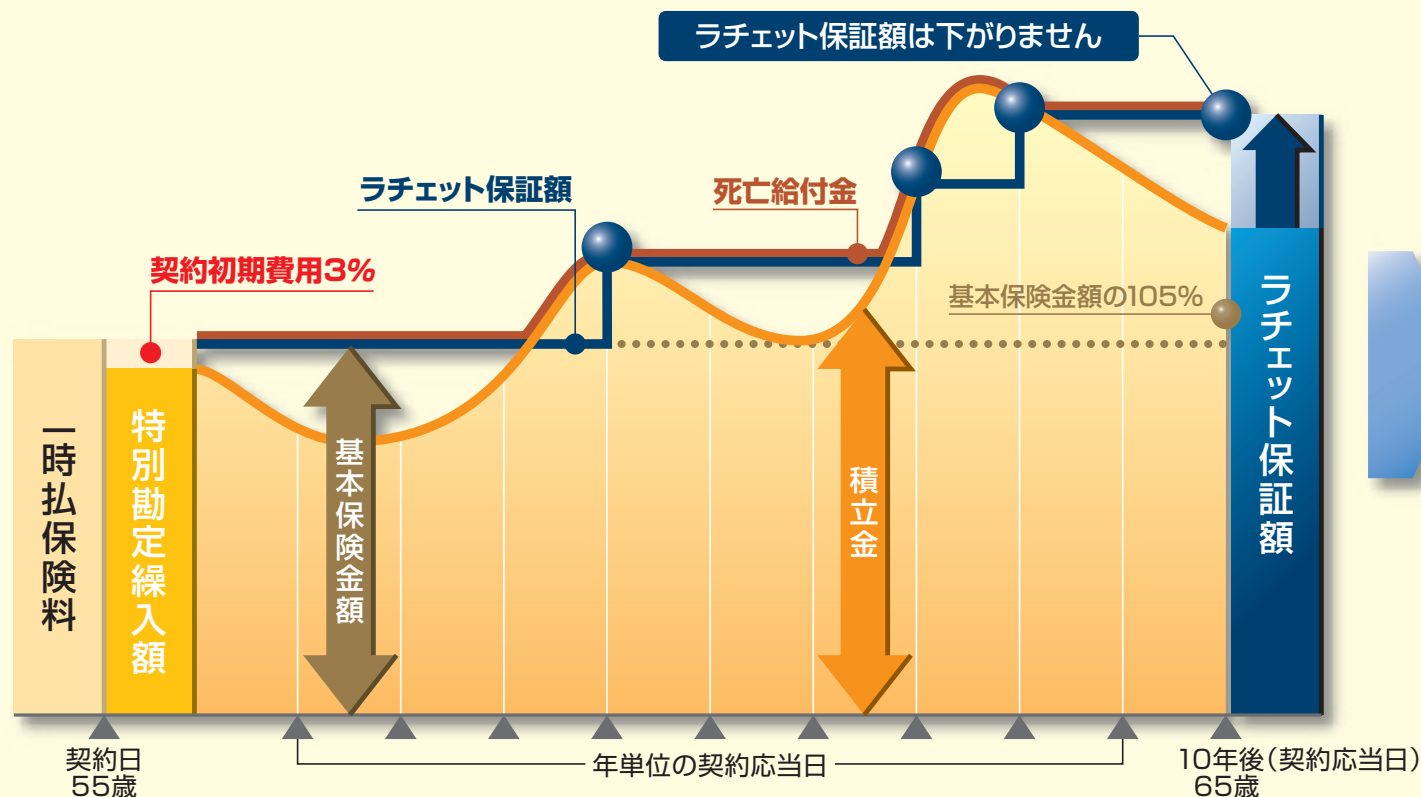
# 「年金の受取総額」と「死亡保障」の最低保証 「年金の受取総額」は、基本保険金額（一時払

# 額は、一度ふえたら下がりにません。 保険料)の105%が最低保証されます。

マニュアル投資型年金  
(年金額ラチェット型)  
変額個人年金保険(年金総額保証I型)  
新ラチェット特約(変額個人年金保険(年金総額保証I型)用A型)

## ラチェットする場合

【イメージ図】契約年齢が55歳の場合

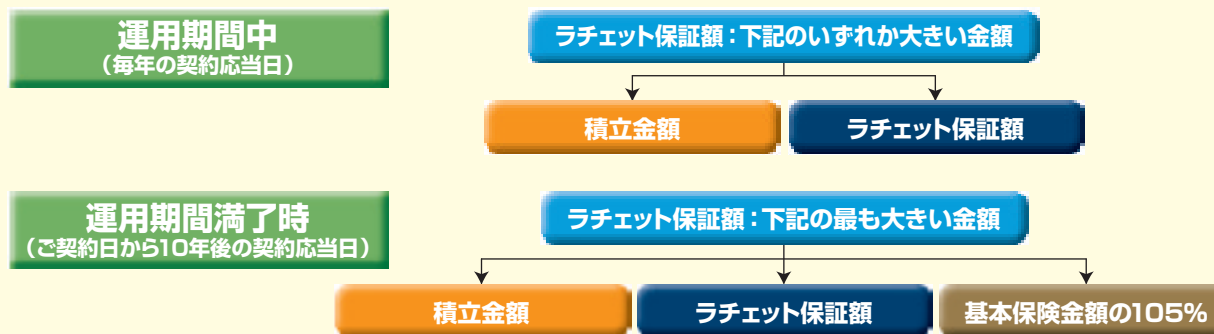


※上図はご契約日以後3回ラチェットが適用された場合で一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額等を保証するものではありません。

年金の受取総額と死亡保障の最低保証額(ラチェット保証額)は、一度ふえたら下がりにません。

毎年行われるラチェット判定により、ラチェット保証額がふえる可能性があります。

- ご契約時のラチェット保証額は基本保険金額(一時払保険料)と同額ですが、その後、毎年の契約応当日にラチェット判定を行います。



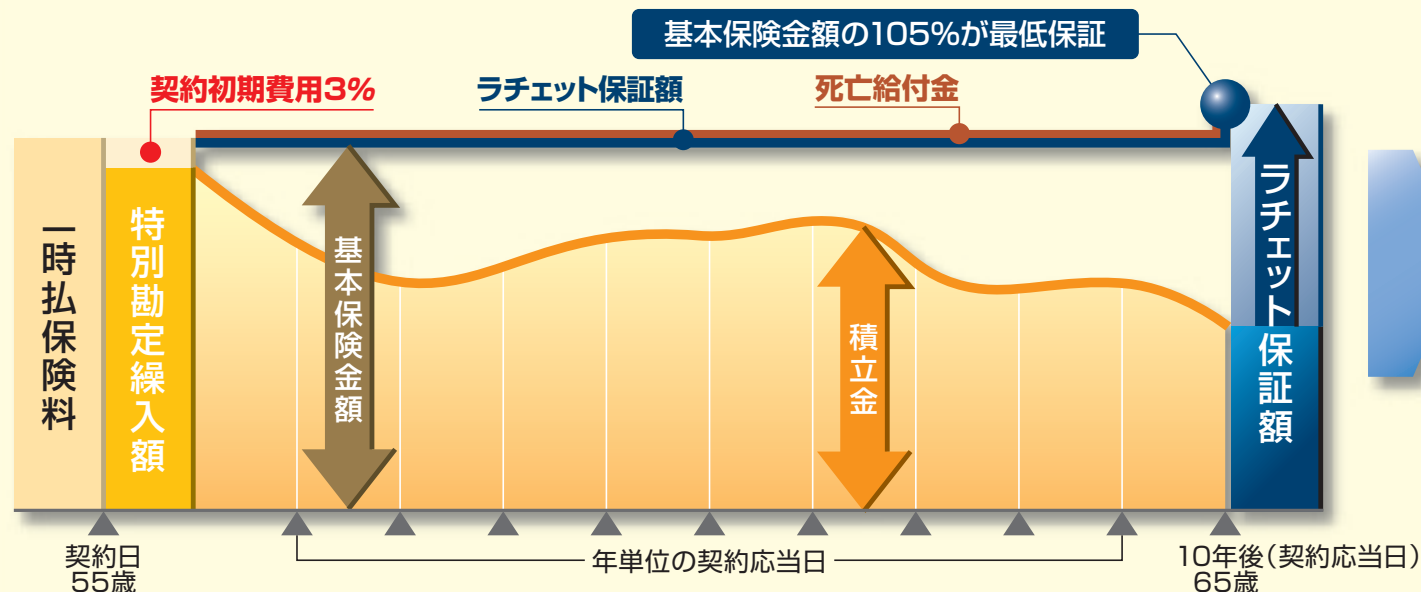
※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢\*)80歳までとなります。

\*保険年齢は、ご契約日を基準日として被保険者の満年齢を計算し、1年未満の端数について、6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げます。

※一部解約した場合、ラチェット保証額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。

## ラチェットしない場合

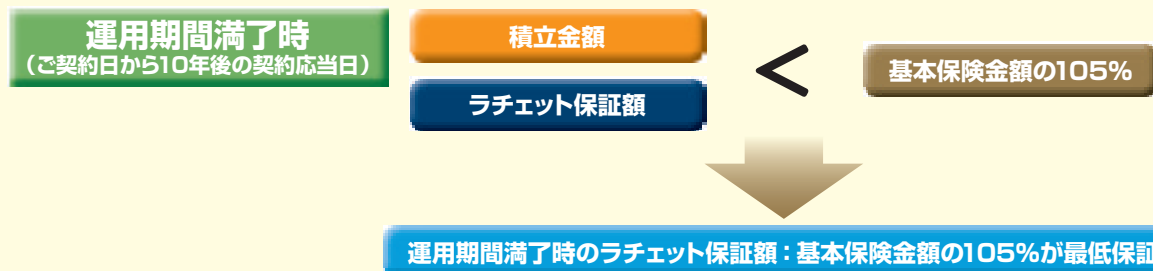
【イメージ図】契約年齢が55歳の場合



※上図はご契約日以後ラチェットが適用されなかった場合で一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額等を保証するものではありません。

運用期間満了時の年金の受取総額と死亡保障の最低保証額(ラチェット保証額)は、基本保険金額の105%が最低保証されます。

- ご契約日から10年後の契約応当日に、積立金額またはラチェット保証額が基本保険金額の105%を下回っている場合、年金の受取総額と死亡保障は、基本保険金額の105%が最低保証されます。



▲基本保険金額の105%が最低保証されるのは、特別勘定年金で15年間お受け取りいただいた場合の年金の受取総額または終身保障に移行した場合の死亡給付金額です。

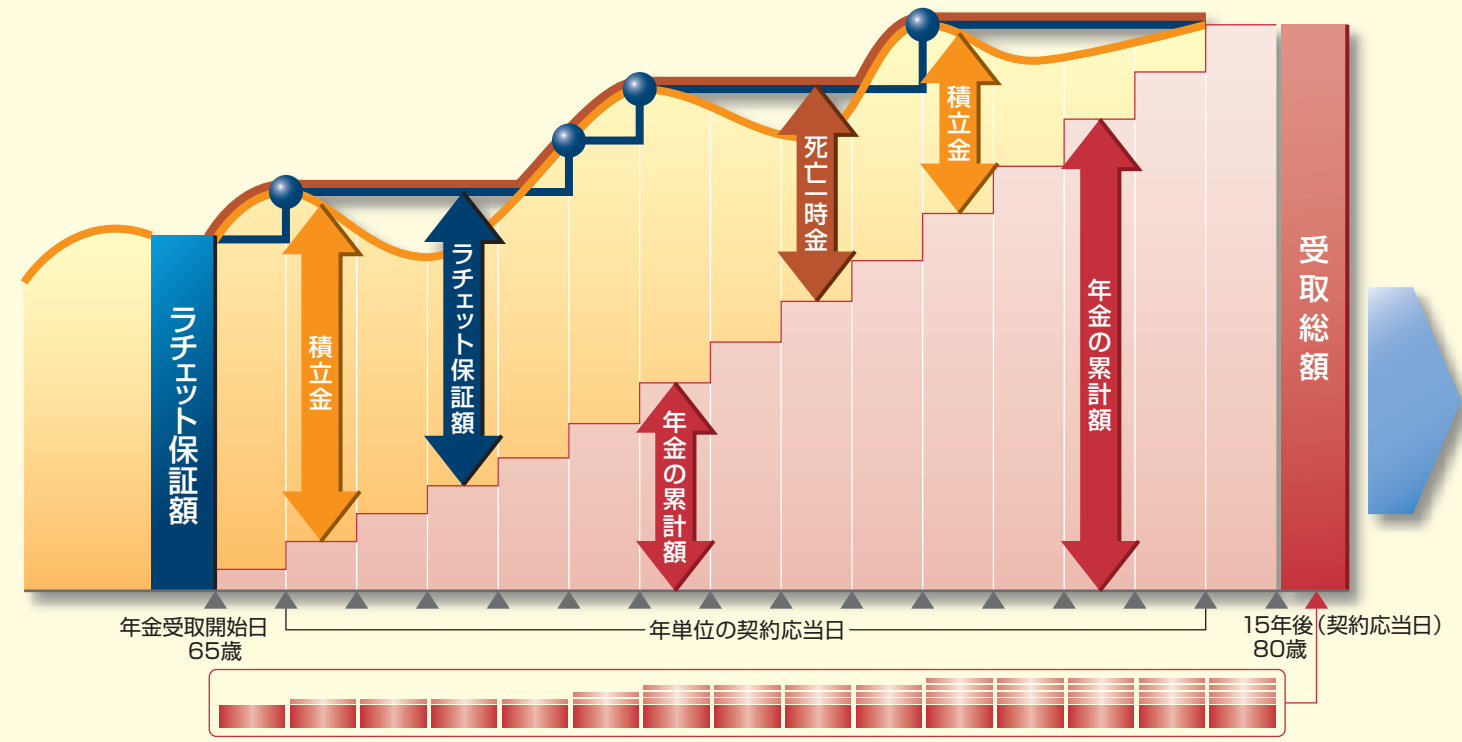
▲運用期間中に解約または一部解約した場合、解約計算基準日における積立金額から解約控除額を差し引いた額をお受け取りいただけます(ラチェット保証額ではありませんのでご注意ください)。解約返戻金に最低保証はありません。





### 特別勘定年金(15年)

【イメージ図】年金受取開始年齢が65歳の場合



※積立金とラチェット保証額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。  
 なお、積立金、ラチェット保証額および死亡一時金は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。  
 ※特別勘定年金は、年6回(隔月)、年12回(毎月)に分割して受け取ることもご選択できます。  
 ※上図は特別勘定年金受取期間中に4回ラチェットが適用された場合で一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。  
 将来のラチェット保証額、積立金額および死亡一時金額等を保証するものではありません。

特別勘定で運用しながら、受取総額が最低保証された年金を受け取ることができます。

毎年行われるラチェット判定により、年金額がふえる可能性があります。

- 特別勘定年金で受け取る場合、年金の受取総額は、年金受取開始日のラチェット保証額(基本保険金額の105%以上)が最低保証されます。



- 年金受取開始後も特別勘定で運用し、毎年、ラチェット判定を行います。
- 運用が好調でラチェットが適用されると、その後の年金額(年金の受取総額の最低保証額)が増加します。  
 ※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなります。  
 ※積立金とラチェット保証額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。
- 特別勘定年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、死亡一時金として死亡時の積立金額とラチェット保証額のいずれか大きい金額をお受け取りいただけます(特別勘定年金の継続受取はできません)。
- 最終年金受取時に積立金の残余额がある場合、最終年金受取時にあわせてお受け取りいただき、ご契約は終了します。
- ▲特別勘定年金受取期間中に解約した場合、解約計算基準日における積立金額をお受け取りいただけます(ラチェット保証額ではありませんのでご注意ください)。解約返戻金に最低保証はありません。

### 確定年金(5年・10年)・一括受取

【イメージ図】



※年金受取開始日の前日末の積立金額を原資として「確定年金」「一括受取」をご選択できます。  
 ※マニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算される年金額(年額)が5万円に満たない場合は、年金での支払いは行わず、年金受取開始日の前日末の積立金額を一時金で契約者にお支払いします。また年金額(年額)が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額が3,000万円を超える部分について、第一回年金受取時に一時金で年金受取人にお支払いします(特別勘定年金にて年金受取の場合は、3,000万円の年金額の制限はありません)。

運用成果を確保して、「短い期間での年金受取」または「一時金」での受け取りが選べます。

### 確定年金で受け取る場合(年金受取期間は5年、10年のいずれか)

- 年金受取開始日の前日末の積立金額を年金原資として確定年金でお受け取りいただくこともご選択できます。
- 確定年金のご選択は、年金受取開始日(ご契約日から10年後の契約応当日)の前日までお取り扱いいたします。  
 ※年金額は、年金受取開始日の前日末の積立金額を年金原資としてご契約日におけるマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。  
 ※年金受取人のお申し出により、年金受取開始後に年金受取期間の残存期間に対する年金額の現価を一括してお受け取りいただけます。
- 年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、次のいずれかをご選択できます。  
 ①年金受取期間の残存期間に対する年金額の現価の一括受取  
 ②年金の継続受取

### 一括で受け取る場合

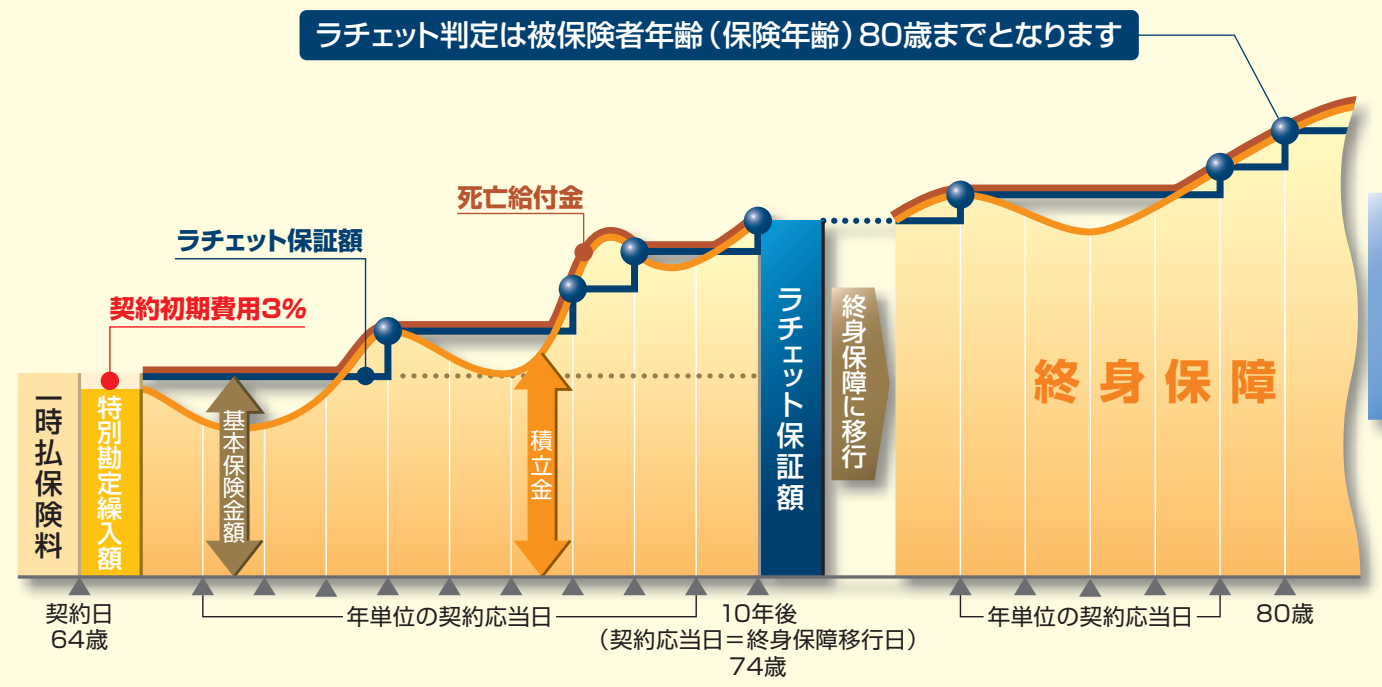
- 年金受取開始日の前日末の積立金額を一括受取することもご選択できます。
- 一括受取のご選択は、年金受取開始日(ご契約日から10年後の契約応当日)の前日までお取り扱いいたします。

▲確定年金または年金の一括受取をご選択された場合、最低保証はありませんので、場合によっては、お受け取りになる年金額および年金の一括受け取り額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。



### 終身保障特約

【イメージ図】 契約年齢が64歳の場合



※上図はご契約日以後7回ラチェットが適用された場合で一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額等を保証するものではありません。

特別勘定で運用しながら、死亡保障を生涯にわたり継続することができます。

毎年行われるラチェット判定により、死亡保障の最低保証額がふえる可能性があります。

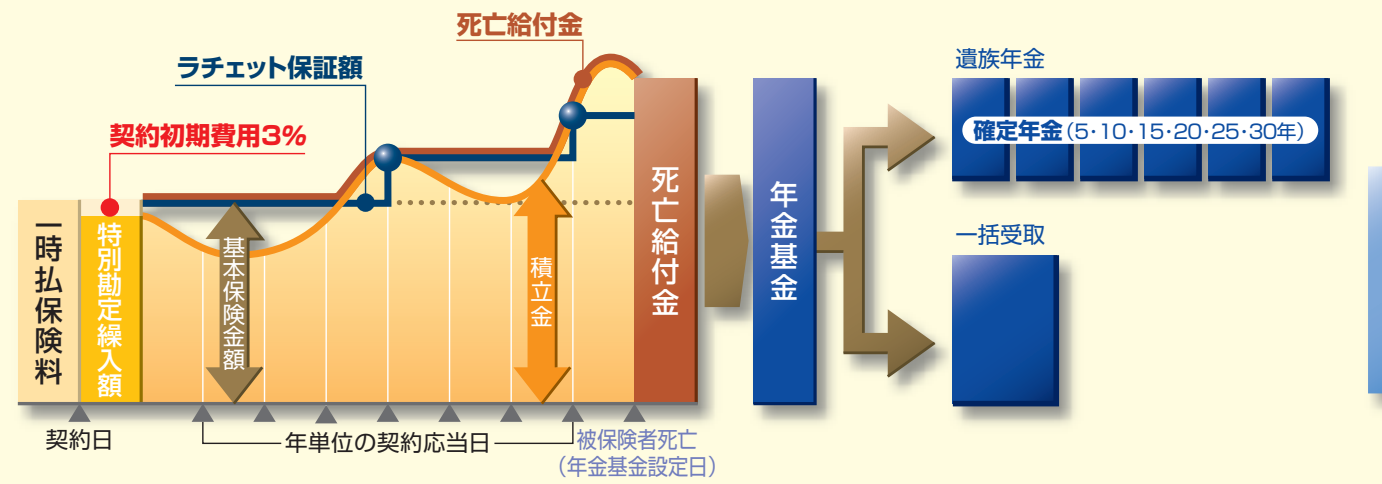
- 終身保障特約を付加することにより、ご契約日から10年後の契約応当日に、年金での受け取りにかえて終身死亡保障に移行できます。
- 終身保障に移行した場合、死亡保障は、終身保障移行時のラチェット保証額(基本保険金額の105%以上)が最低保証されます。



- 終身保障移行後も特別勘定で運用し、毎年、ラチェット判定を行います。
- 運用が好調でラチェットが適用されると、ラチェット保証額(死亡保障の最低保証額)が増加します。 ※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなります。
- 終身保障特約は、ご契約時に付加できます。 また、年金受取開始日の1ヵ月前の契約応当日まで、ご契約者のお申し出により、中途付加できます。
- 終身保障移行後に解約または一部解約した場合、解約計算基準日における積立金額をお受け取りいただけます(ラチェット保証額ではありませんのでご注意ください)。 解約返戻金に最低保証はありません。

### 遺族年金特約

【イメージ図】

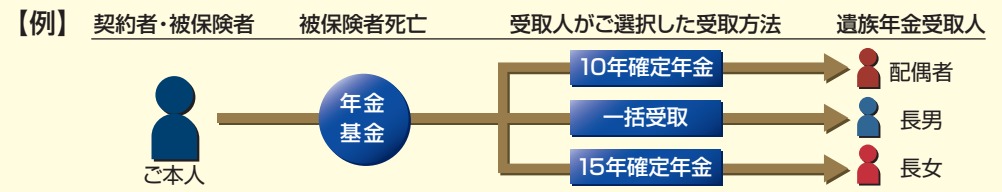


※上図はご契約日以後2回ラチェットが適用された場合で一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額等を保証するものではありません。

遺族年金特約を付加することにより、死亡給付金受取人は、死亡給付金の全部または一部を一括で受け取る方法にかえて、年金(遺族年金)としてお受け取りいただけます。

※遺族年金特約は、被保険者生存時にはご契約者、被保険者がお亡くなりになった後(死亡給付金が支払われる前)には死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。

- 遺族年金の受取方法
  - 被保険者死亡後、死亡給付金受取人である遺族年金受取人には、それぞれの受取口座と受取方法{確定年金(5・10・15・20・25・30年)または一括受取}をご指定いただけます。
  - マニュアル生命は、直接、死亡給付金受取人それぞれの受取口座に、受取人のご選択した受取方法で年金または一括でお支払いします。



|       |  |
|-------|--|
| 年金種類  | 確定年金(受取期間は、5・10・15・20・25・30年からご選択)<br>※死亡給付金受取人は、死亡給付金を確定年金と一括受取に分割して請求することができます。<br>※年金受取の場合、死亡給付金受取人は、契約者が定めた年金受取期間をそれぞれ変更することができます。 |
| 年金受取日 | 第1回目は、マニュアル生命が請求書類受付後5営業日以内にお支払いします。<br>第2回目以後は、第1回年金受取日の毎年の応当日にお支払いします。<br>※被保険者の死亡後にこの特約を付加した場合には、特約を付加した日の年単位の応当日にお支払いします。          |

※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。





# 諸費用・税務・解約のお取り扱い

### 諸費用

#### ご契約時

#### 運用期間

#### 10年後

#### 年金受取期間、終身保障移行後

| 費用 | 時期 | ご契約時   | ご契約から1年以内   | 運用期間中                                 |   | 特別勘定年金受取期間中・終身保障移行後  |  | 年金受取期間中・遺族年金受取期間中          | 費用 | 時期 |
|----|----|--|---|---------------------------------------|---|--|--|----------------------------|----|----|
|    |    | 契約初期費用   | 解約控除  | 保険関係費                                 | 運用関係費 <sup>*1</sup>                           | スイッチング手数料  | 年金管理費  |                            |    |    |
|    |    | ご契約の締結等に必要の費用です。                               | ご契約日から1年以内の解約に対する控除です。                                      | 死亡給付金等の最低保証のための費用、ご契約の締結、維持等に必要の費用です。 | 特別勘定の運用に関与する費用。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等が含まれる費用。 | 特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等が含まれる費用。   | 年間 <sup>*3</sup> 12回まではスイッチングを無料で行えます。13回目から、費用がかかります。 | 確定年金・遺族年金の年金支払の管理に関わる費用です。 |    |    |
|    |    | 一時払保険料に対して <b>3.0%</b>                         | 解約部分の基本保険金額に対して <b>2.0%</b>                                 | 特別勘定の資産総額に対して <b>年率2.65%</b>          | 特別勘定名<br>バランス25AR<br>インテックスバランス60AR           | 各特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して(信託報酬)<br><b>年率0.3675% (税抜0.35%) (実質<sup>*2</sup>0.85%±0.15% (概算))</b><br><b>年率0.42% (税抜0.40%)</b> | 13回目から1回あたり <b>2,500円</b>                              | 年金額(年額)に対して <b>1.0%</b>    |    |    |
|    |    | 特別勘定への繰り入れの際(ご契約日よりご契約日を含めて8日目)に一時払保険料から控除します。 | ご契約日から1年以内に解約した場合、解約部分の積立金額から解約控除(解約部分の基本保険金額×2.0%)を差し引きます。 | 上記年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。        | 上記年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。                | 上記年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。   | 13回目から、スイッチング時に移転元の積立金から控除します。                         | 年金支払日に責任準備金から控除します。        |    |    |

\*1 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息、また信託財産に係る監査費用およびまた、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。なお、運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。  
\*2 特別勘定が投資対象とする投資信託はファンド・オブ・ファンズを主な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬(成功報酬を除く)を含めてには、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらのファンドについては、運用実績により成功報酬額も負担することとなります。  
\*3 年間とは、契約日または契約日当日から起算して1年間(1保険年度)のことです。  
※解約計算基準日が特別勘定への繰り入れ日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額となります。

当該監査費用に係る消費税等は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。  
※一部解約後のラチェット保証額は、基本保険金額と同額となります。また、一部解約後のラチェット保証額が75万円未満となる場合、一部解約のお取り扱いはできません。  
※特別勘定年金の年金受取開始日以後、全部の解約はできますが、一部解約はできません。

### 税務のお取り扱い

- ご契約時  
ご契約時にお払い込みいただいた保険料は、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。  
※個人年金保険料控除の対象ではありません。

- 運用期間中(終身保障移行後を含む) 解約または一部解約した時の差益に対する課税

| 契約後5年以内の解約 | 契約後5年超の解約     |
|------------|---------------|
| 20%源泉分離課税  | 所得税(一時所得)+住民税 |

- 運用期間中(終身保障移行後を含む) 被保険者死亡時の課税

| 契約者 | 被保険者    | 死亡給付金受取人 | 課税の種類                     |
|-----|---------|----------|---------------------------|
| 本人  | 本人      | 配偶者または子  | 相続税(非課税枠 <sup>*</sup> あり) |
| 本人  | 配偶者または子 | 本人       | 所得税(一時所得)+住民税             |
| 本人  | 配偶者(子)  | 子(配偶者)   | 贈与税                       |

\*死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税枠となります(相続税法第12条)。法定相続人数には、相続を放棄した人も含まれます。

- 年金受取期間中の課税

| 年金種類        | 年金での受取 <sup>*1</sup> | 解約時 <sup>*2</sup> | 年金の一括受取時      |
|-------------|----------------------|-------------------|---------------|
| 特別勘定年金(15年) | 所得税(雑所得)+住民税         | 所得税(一時所得)+住民税     | —             |
| 確定年金        |                      | —                 | 所得税(一時所得)+住民税 |

\*1 ご契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に贈与税が課税されます。  
\*2 特別勘定年金は、年金を一括で受け取ることはできませんが、ご契約を解約して解約返戻金を受け取ることができます。

- 遺族年金受取開始時の課税

| 契約者 | 被保険者   | 遺族年金受取人 | 死亡給付金支払事由発生時の課税 |
|-----|--------|---------|-----------------|
| 本人  | 本人     | 配偶者または子 | 相続税             |
| 本人  | 配偶者(子) | 子(配偶者)  | 贈与税             |

※遺族年金を一括受取された場合も相続税または贈与税が課税されます。

### 解約のお取り扱い

- ▲ご契約を解約して、解約返戻金をお受け取りいただけます。ただし、ご契約を全部解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。その場合、解約返戻金に最低保証はありません。
- 解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。解約返戻金に最低保証はありませんので、受取総額は、一時払保険料を下回ることがあります。
- 解約返戻金額は、解約計算基準日(マニュアル生命がご請求を受け付けた日の翌営業日)における積立金額から解約控除額を差し引いた金額です(ラチェット保証額ではありません)。また、特別勘定年金の受取開始後に積立金がなくなった時に解約した場合は、解約返戻金はありません。
- 解約計算基準日が特別勘定への繰り入れ日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額となります。
- ▲一部解約した場合、ラチェット保証額および基本保険金額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。また、解約返戻金に最低保証はありません。

[一部解約後のラチェット保証額の計算式]

$$\text{一部解約後のラチェット保証額} = \text{一部解約前のラチェット保証額} \times \frac{(\text{積立金額} - \text{一部解約金額}^*)}{\text{積立金額}}$$

\*一部解約金額は、解約控除額を差し引く前の金額です。

※ご契約時のラチェット保証額は、基本保険金額と同額となります。  
※一部解約後のラチェット保証額が75万円未満となる場合、一部解約のお取り扱いはできません。  
※特別勘定年金の年金受取開始日以後、全部の解約はできますが、一部解約はできません。

税務上のお取り扱いについては、2010年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等専門家にご確認ください。

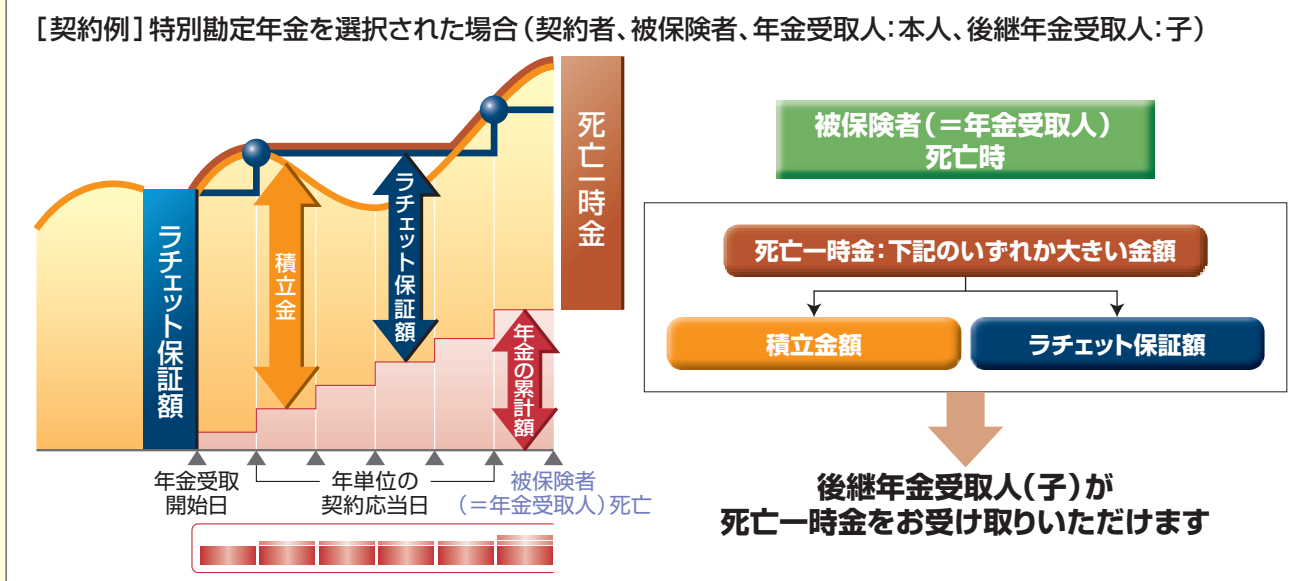


## 新後継年金受取人指定特約

ご契約者(年金受取開始日以後は年金受取人)は、年金受取開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

●特別勘定年金を選択された場合で年金受取開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった際には、契約形態に応じて後継年金受取人が次のようにお受け取りいただけます。

①年金受取人と被保険者が同一人の場合：後継年金受取人が死亡一時金をお受け取りいただけます(特別勘定年金の継続受取はできません)。



②年金受取人と被保険者が別人の場合：後継年金受取人が引き続き特別勘定年金をお受け取りいただけます。

●この特約は、年金受取開始日前はご契約者の、年金受取開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。

●年金受取人からみて年金受取人の配偶者または3親等内の親族から1人を後継年金受取人としてご指定いただきます(複数人を指定することはできません)。

●確定年金を選択された場合で年金受取開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった際には、契約形態に応じて後継年金受取人が次のようにお受け取りいただけます。

①年金受取人と被保険者が同一人の場合：後継年金受取人が死亡一時金または年金の継続受取のいずれかをお受け取りいただけます。

②年金受取人と被保険者が別人の場合：後継年金受取人が引き続き確定年金をお受け取りいただけます。

### ■指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない事情があるとマニュアル生命が認めた場合、ご契約者(年金受取開始日以後は年金受取人)があらかじめ指定した「指定代理請求人」が、年金受取人にかわって年金を請求することができます。

※被保険者と年金受取人が同一の場合に付加できます。

※ご契約者が法人の場合や終身保障特約が付加されている場合、指定代理請求特約および新後継年金受取人指定特約を付加することができません。詳しくは「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

※指定代理請求特約についてのお手続きにつきましては、マニュアル生命変額年金カスタマーセンターまでお問い合わせください。

## 主なお取り扱い

|            |   |
|------------|---|
| 被保険者契約年齢   | 0～75歳(契約日の保険年齢*1)   |
| 保険料のお取り扱い  | 200万円以上5億円まで*2(1万円単位)   |
| 保険料払込方法    | 一時払のみ   |
| 運用期間       | 10年<br>※運用期間の短縮・延長のお取扱いはありません。  |
| 増額         | お取扱いはありません。   |
| 告知について     | 医師による診査は不要です(職業告知のみ)。   |
| 保障の責任開始日   | マニュアル生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日を責任開始の日(契約日)とします。   |
| クーリング・オフ   | クーリング・オフ(お申し込みの撤回・保険契約の解除)制度の対象です。<br>●お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内(8日以内の消印有効)であれば、マニュアル生命本社へ書面での郵便によるお申し出により、保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除ができます(クーリング・オフ制度)*。<br>*取扱代理店へお申し出をいただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。<br>●保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除があった場合には、お払い込みいただいた一時払保険料相当額をお返します。 |
| 特別勘定への繰り入れ | 特別勘定への繰り入れは、ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に行います。一時払保険料の3%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を繰り入れます。   |
| 契約者配当金     | 配当金はありません。  |
| 契約者貸付      | お取扱いはありません。   |

\*1 被保険者契約年齢について  
ご契約時の被保険者年齢は、1年未満の端数について6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げます。  
例えば、50歳7ヵ月の場合は51歳となります。

\*2 同一被保険者でマニュアル生命の投資型年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの保険料(基本保険金額)を通算し、5億円を超えることはできません。

## アフターサービス



郵送で

### ■運用レポート

各種レポートをご契約者(年金受取開始日以後は年金受取人)に郵送します。

- 「四半期運用実績のお知らせ」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「特別勘定の四半期運用レポート」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「(特別勘定)決算のお知らせ」(年1回:3月末の情報)
- 「目標金額到達のお知らせ」(ご希望いただいたご契約者に積立金額が目標金額に到達した際の情報提供)



電話で

### ■マニュアル生命の変額年金カスタマーセンター(お客様専用)

**0120-925-008** 月～金曜日 9時～17時までお問い合わせいただけます。  
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- ご契約内容・積立金額のご照会
- 各特別勘定のユニットプライスのご照会
- テレフォンスイッチングサービスのご利用  
※詳細は、ご契約後に郵送する「マニュアル生命 テレフォンスイッチングサービス利用規程」をご覧ください。
- 各種お手続き書類のご請求 等



Webで

### ■マニュアル生命のホームページ

<http://www.manulife.co.jp/>

- 各特別勘定のユニットプライスのご確認